

欧陽通「泉男生墓誌」における刻法の混在

— 筆法に先行する刻法（刻法による新表現）の可能性 —

Coexistence of different carving styles in Ouyang Tong's "Epitaph for Quan Nansheng": Possibilities of carving styles preceding brushstroke styles (new expressions by carving styles)

澤田雅弘

Masahiro Sawada

はじめに

稿者はこれまで北朝・隋の墓誌について、各種の刻法が無秩序に混在する状態を具体的に提示し^①、隋碑唐碑についても各一例同様の事例を提示してきた^②。また、北朝墓誌においては、混在する刻法の中に、時空を越えて伝播する自律的刻法（特定の書法に従属せず、持ち前の刻法で特定の書法を刻出する刻法）があること、すなわち、特定の書法が伝播するように、特定の刻法もまた時空を越えて伝播する現象を具体的に提示した^③。書法にあっては書流あるいは書派と呼んで理解してきたのと同じ現象が、鐫刻にあっては存在していたのである。稿者は原稿である筆跡に従属しない自律的刻法が伝播する現象、すなわち刻派の発見によって、刻法はつねに書法に従属的で

あるばかりではなく、原理的には、書法に先行して新たな書法を偶然表現する可能性があることにも論及した^④。

本稿は、隋唐の名家による碑誌、具体的には欧陽詢の子欧陽通の手書「泉男生墓誌」を対象に、書法に先行する刻法（による新表現）の発生の可能性を考察しようとするものであり、平成二十六年度科学研究費補助金、基盤研究（C）「北朝末隋代墓誌中に混在する自律的刻法の楷書新表現に関する基礎的研究」（課題番号26370141）の研究成果の一部である。

一 泉男生墓誌に混在する諸刻法

欧陽通（？～天授六年 六九〇）の書は、今日では道因法師碑（龍朔元年 六六三）と民国十一年（一九三三）に河南省洛陽から出土した泉男生

墓誌（調露元年 六五）が伝わるのみである。泉男生墓誌の出土については、『洛陽出土石刻時地記』に

民国十一年正月廿五日、洛陽城東北廿二里東山嶺頭村南凹向陽
処有三個土塚、当地群衆稱為三女塚。泉男生墓誌出土於中間塚
内。並出陶器不精。墓誌出土後、曾歸陶北溟、陶北溟欲轉售日
本、張鳳台以千元截回。石藏開封博物館。⁵⁾

と見える。現所藏機関は河南省博物館である。歐陽輔は武進の張君
諱齋（景遜）から贈られた該誌の拓について、

泉男生墓誌銘 歐陽通書。王德真撰。四十六行。行四十七字。
有蓋。篆書九字。癸亥歲（一九三三）開封出土。⁶⁾不欠一字。書法峭
勁。望而知為納言手筆、比道因碑更勝一籌。相距已十七年、年
益老而書法益峻、火候益純青矣。宋人紀蘭台（歐陽通）所書、
惟徐夫人碑与道因碑。今徐夫人碑久佚。伝世惟道因一石、且完
好不甚剝落。何子貞（紹基）先生、極推崇之。使見此本、正不
知若何贊揚。（『集古求真統編』卷一）

と記している。同誌は八八・五×八八・五cm、四六行、満行四七字、
全二〇八五字（銘辞中、一格内に双行に入れる「其二」〜「其八」を二
字に数えれば二〇九三字であるが、本稿では全二〇八五字として扱う）
からなる。二〇〇五年、張福有・趙振華らが行った同墓を含む高句
麗泉氏墓群（泉男生と、その子の泉賦城、曾孫の泉焄、及び弟の泉男産

の四墓）の実地調査の報告は、趙振華『洛陽古代銘刻文献研究』三
〇六、陝西出版集團（三秦出版社）に見える。

さて、泉男生墓誌にも多種の刻法が無秩序に混在するが、これま
でこのことに論及したものを見ない。それは該誌に限らず、石刻は
書かれたとおりに、あるいは原稿の筆跡に忠実に刻されているとの
通念のもとに、刻手の介在自体を看過し、石刻を筆跡同然に扱う書
法観に立脚して、その書法を論じてきたためである。稿者は現時点
で、全二〇八五字中の大半について、各刻法をおおむね分類するこ
とはできたが、なお正確を期しがたいところがあり、全字の刻法を
分類するには至らなかった。しかし、その刻法混在の大概は後に掲
げる各図のとおり明白である。

稿者が一部を除いて分類した主な刻法は九種であるが、その他に
も、九種内の一種に属するものか、あるいはまた別の刻法であるのか
が不明瞭であるものがあり、さらに、ごくわずかな字数だけを刻し
たと思われる拙劣の刻調も複雑に入り組んでいる。

九種の分担域（現時点での観察結果による。なお判断を保留にした
箇所もあるので、正確には各刻法域には多少の増減がありうる）を広
順に列すると、次のようになり、この順に各部分を列挙したのが図
Aの1〜9である。

ア 六三八字 【図A1】

茹荼吹棘踐霜移露痛迭微
王產傑山祇孕靈絃錦衣繡

1
ア

輝自遠踰十乘於華軒表價
陳其事迹屬有離怨先尋閑

2
ク

弥寇瞻星行師計月夷舞歸
望景思柔始襜束軸玉聞鼙

3
イ

之榮年十五授中裏小軍大
詔曰懋功流賞寵命五部首

4
力

俎豆而窺律豈同年而語矣
頌並宜官書昂然三訓早紆

5
キ

日窮月盛小豸未與方傾舞
御獸誠夙負趨之潛矯鳳鵠

6
工

中書侍郎兼
右丞吳虹光
韞石而登廊
廟諱男生字
起青田

帛里暎珠韞
襟抱散朗由
爽

大夫行司回
州為媚水洎
乎

境觴莫離錦
繡呂懷大元

10
他

9
才

8
ケ

7
ウ

ク	二八四字	[図 A 2]
イ	一九六字	[図 A 3]
カ	一八七字	[図 A 4]
キ	一五九字	[図 A 5]
エ	八二字	[図 A 6]
ウ	七〇字	[図 A 7]
ケ	五二字	[図 A 8]
オ	二三字	[図 A 9]

以上、一七二〇字／全字二〇八五字

図Aは各刻法ごとに、その特色を發揮している箇所を二列(二二字)分抽出したものであるが、分担域が少ないケ・オは一列(二一字)に留めた。また、図A10は、ごく少数の字数だけを刻したと思われる拙劣の各種刻法の中から五箇所各二字を抽出したものであり、いずれも図Aの1〜9とは別手である。図Aの各図を一瞥しただけでも、書風のこの混在状況が、欧陽通書風の多様性では説明できないことが明白であろう。すなわち、図Aの各図が示すまじまじの書風は、それぞれの刻手の奏刀の具合、すなわち各手の刻法が介在した結果に他ならない。

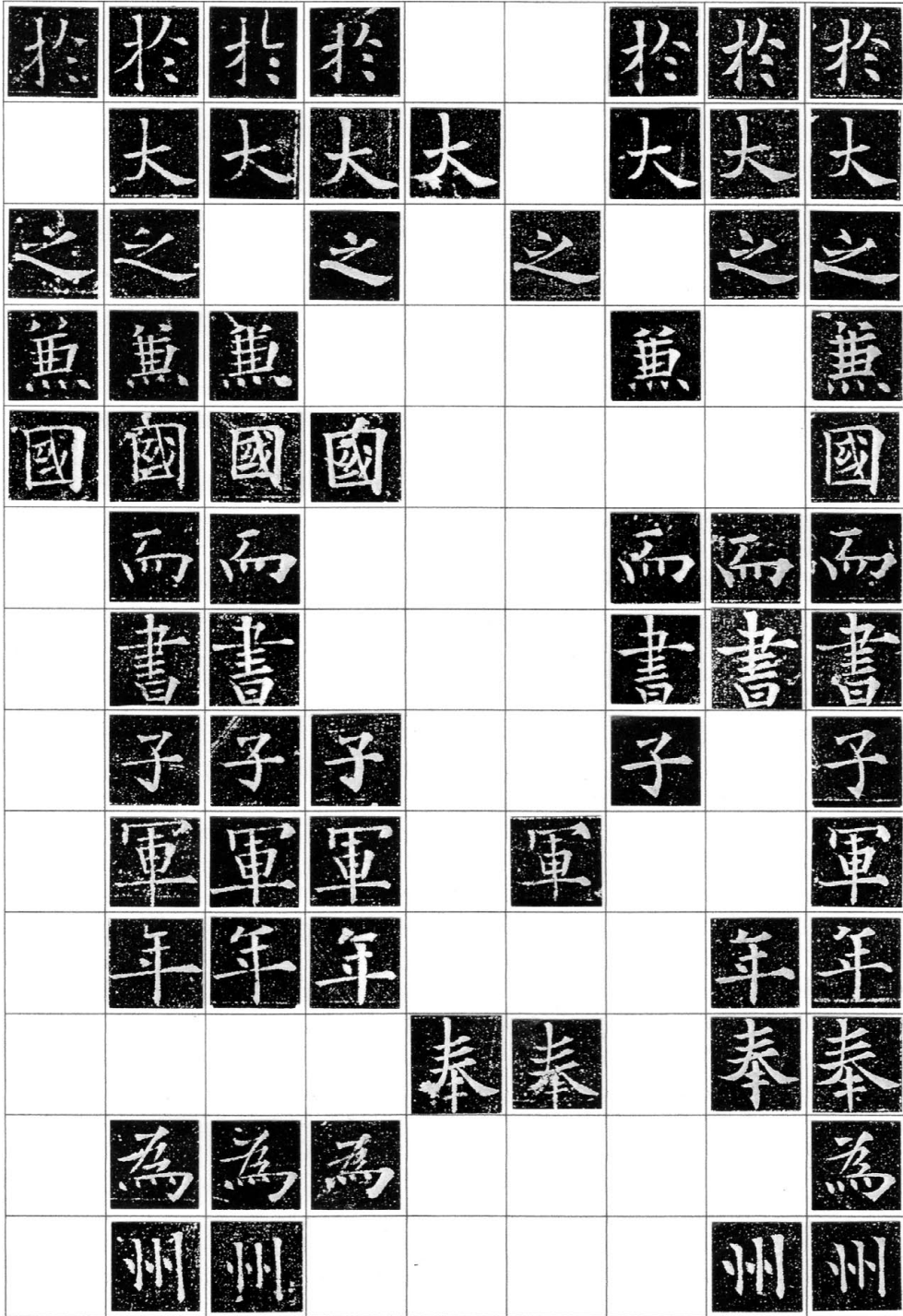
なお、図Aのアイウエオの九者は、稿者の観察では、その特徴からおむね次の三類に分けうる。

I類	アイウエオ	計一〇三八字
II類	カキ	計三四六字
III類	クケ	計三三六字

また、この三類順に九種の刻法を配して、同字での比較図を作成したが図Bである。作成に当たっては多くの刻法が関与した文字順にしたが、関与した刻法が三種しかない末三者「波・上・並・寵」の空欄を利用して、「悼・君・代・祖」の四字(いずれも二種の刻法)も入れることにした。

ここで、右の計三類九種の各特徴を、類ごとに簡単な述べておきたい。

《I類》三類のなかでは、欧陽通の名碑「道因法師碑」の書風との類似要素がもつとも多く認められる。「道因法師碑」の書風は、欧陽詢の書法を根底とするが、欧陽詢の冷徹なほどに三過折の合理性を極めて簡素化を図ったところに生まれる險しさとは異なり、起筆収筆が大ぶりであるなど、総じて運筆の気配が露わである。角井博氏の表現を借りれば、「父に比し峻気は得ているが、質厚勁健な大らかさが見られない。その用筆・結体が欧陽詢の楷書と違って勢いを外に表し、一見派手に見えるが、雅調質樸な風懐に乏しい。」(中国書法ガイド37法書ガイド)この「道因法師碑」の用筆をもっとも具現化しているのがI類、なかでもアでありイである。エはアイ



ケ Ⅲ類
 ク Ⅲ類
 キ Ⅱ類
 カ Ⅱ類
 オ Ⅰ類
 エ Ⅰ類
 ウ Ⅰ類
 イ Ⅰ類
 ア Ⅰ類

	内		内	内				内
	将	将	将					将
	生		生			生		生
	海	海	海					海
	其	其					其	其
	朝	朝	朝				朝	
	事		事		事			事
			移		移	移		移
	泉		泉			泉		泉
波	波		悼				悼	波
	君	上	君	上				上
代	並	並					代	並
	祖		寵			祖	寵	寵

ケ
Ⅲ類

ク
Ⅲ類

キ
Ⅱ類

カ
Ⅱ類

オ
Ⅰ類

エ
Ⅰ類

ウ
Ⅰ類

イ
Ⅰ類

ア
Ⅰ類

と根底の運動は同じであるものの、筆画が痩せて繊弱である。またウはアイエに比べて、露わな筆勢が軽減され、オはいっそう軽減されている。

《Ⅱ類》重心を極度に低くする結構からかうじて欧陽通の書と知られるものの、筆勢だけではなかなか思い至り難いのではないかと思われるほどに、「道因法師碑」の筆勢と乖離している。カキともにⅠ類に顕著に認められた筆勢の露わな起筆が、Ⅱ類では影を潜めて簡素であり（例えば図Bの之・年・其・上などの長横画）、Ⅰ類では突きぬじつたり、あるいは下方へ抜き放つたりする収筆も、カキではいくぶん穏やかである（例えば図Bの軍・年・生・事・並などの長横画）。また転折においても、Ⅰ類では折れた直後から背勢に動く筆勢が露わであるが、Ⅱ類では穏やかである（例えば図Bの兼・而・内・泉など）。そればかりか、筆画の質もⅠ類とは異なり、なかでも力ではとくに豎画に肉が付いて、後世の顔法（カは顔法の筋骨はなく、クは生硬であるが）を想起させるほどである（例えば図Bの年・為・内・悼・君など）。

《Ⅲ類》クとケの区分には難しいところがあり、両者の境界を誤っている可能性もあるが、稿者の観察では奏刀の鈍度においてクがケに勝っており、ケはその分、筆画に安定感がなく、またいっそう生硬である。またクはⅡ類のキとも類似するが、クには顔法を想起す

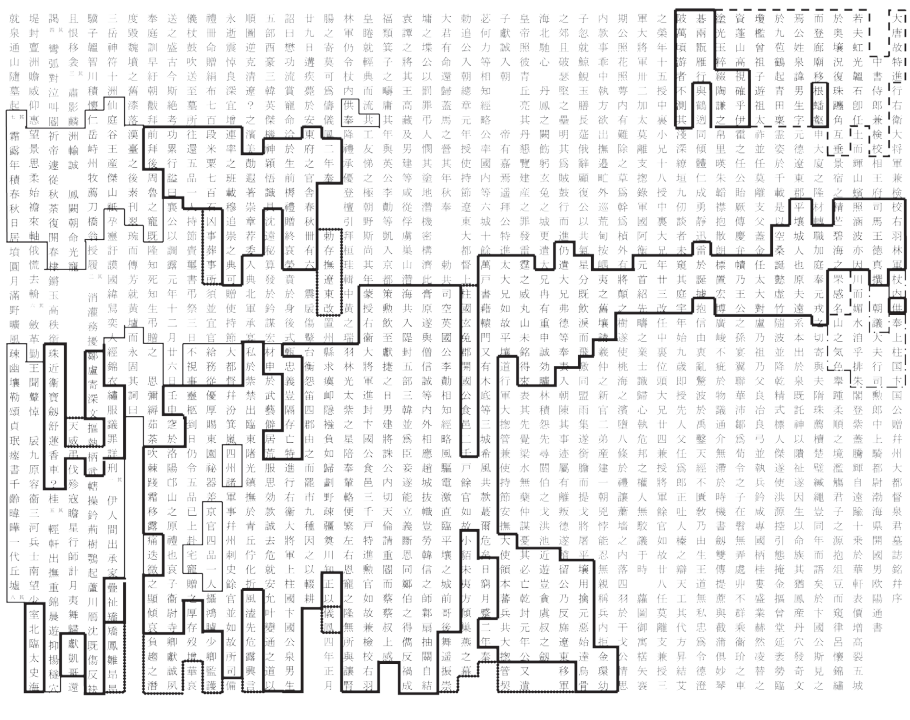
る要素がない（例えば図Bの兼・書・年など）。それどころか、三類中もつとも欧陽詢筆法を体現している（例えば図Bの国・年・内・事・泉・祖など）。無論、筆画は痩せて欧陽詢書の九成宮醴泉銘や化度寺邕禪師塔銘にうかがえる「婉潤」⁽⁷⁾「剛柔内含」⁽⁸⁾の一面からは遠く、また險峭の程度においても遠く及ばないが、Ⅰ類アにみるような派手な筆勢を排除し、簡素で合理的な筆法を刻出している。

以上の三類九種の刻法の混在状態は、「泉男生墓誌」の布置に従った釈文に、類ごとにその各種刻法の分布を图示した図C1〜3のとおりである。九種の当該誌における分布のこの状態は、稿者がこれまで提示してきた北朝誌、隋誌、隋唐碑の例に漏れず、きわめて無秩序であり、泉男生墓誌固有の状態ではない。一般的に見られるこの無秩序な混在状態からも、九種の風が混在する原因を、欧陽通の多様な筆法にもとめることができなことは自明で、筆者の相違（当該誌の場合は、代筆との途中交替あるいは、複数の代筆による揮毫）から生じた可能性もない。すなわち、刻者の奏刀の相違、換言すれば、刻法の相違に起因する。

図Cについて簡単に説明を加えておきたい。図Cの1〜3は、ⅠⅡⅢの類ごとに各刻法の分布域を图示したものである。三類中もつとも広域に分布するのがⅠ類で、その様子は図C1のとおりである。また、Ⅰ類中もつとも広域に分布するのはアで、前半にあつては各

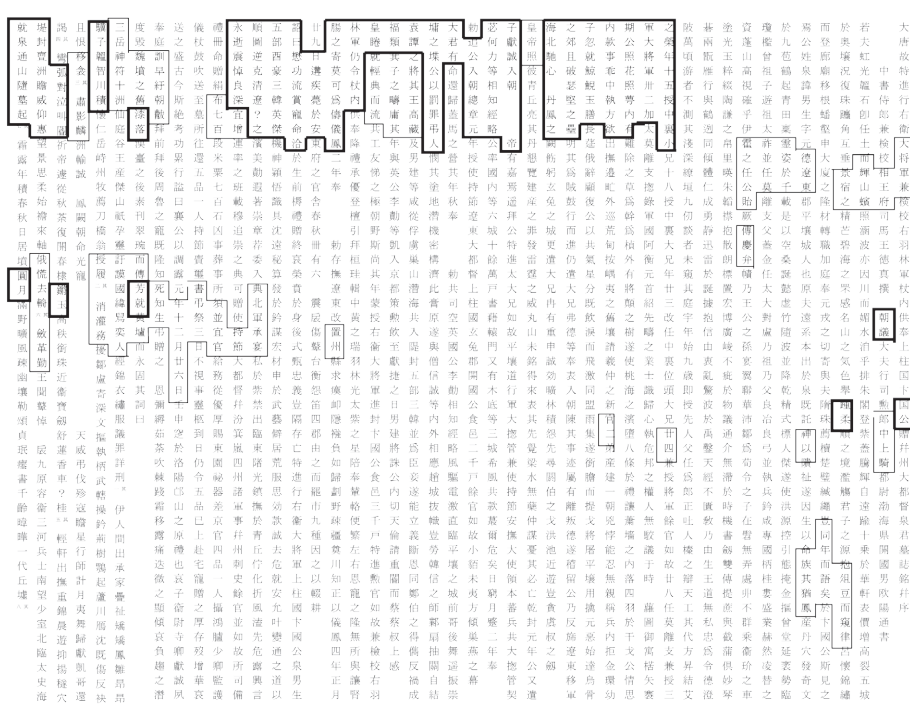
「図C」1 I類五種の分布

エー... イー... ウー...



「図C」2 II類二種の分布

カ... キー...



仮にこの類推が正鵠を得ているとすると、残るⅡⅢ類は歐陽通書法とどのような関係を持つのであろうか。

図Dの右列はⅡ類、左列はⅢ類の各特色を象徴する字跡を精選したものである。この図Dに顕著などおり、両者がそれぞれ刻出した書法はまったく相容れず、その程度は、石刻でなければ一件の書作中に並存することさえ許されないほどである。

そもそも、唐代における刻者の奏刀は、原稿である筆者の筆法にどこまで準拠するものであるのか。稿者が十数年、北朝から隋にわたる墓誌について考察してきた、刻法と筆法の関係を総括していえば、原稿である筆跡に忠実であろうとする意識は、一般に希薄である。これをもう少し正確にいうならば、筆跡の結構は刻者を一定程度拘束する様子ではあるが、筆法は刻者をほとんど拘束しないかのようにある。中には筆跡の結構にもまったく従属することのない強い自律性を具えた刻法もあり、その自律的刻法が時空を越えて伝播

する事例もある。この筆跡と刻法との関係を、唐代名家の手書にかかる碑誌に重ね合わせることには、慎重でなければならぬが、三類間に認められる筆法の相違を踏まえれば、「道因法師碑」と通ずるところが多いⅠ類はともかく、Ⅱ類とⅢ類の刻法に比較的自律性があるとみることが、決して無理ではない。

図Dにも明白などおり、Ⅲ類は歐陽詢書法を具現しているかのようである。したがって、Ⅲ類の刻者は、「泉男生墓誌」に先行して行われていた歐陽詢書法（あるいはその源流か、欧法の影響下にある類似書法）を刻出することで奏刀を鍛錬してきたか、歐陽詢風を刻出する刻法を継承した刻者である可能性が高いとみるのが自然である。

しかし、後世の顔法を想起させるⅡ類の存在はどのように考えればよいのか。いうまでもなく、「泉男生墓誌」は、儀鳳四年（七九五）正月に病歿した墓主を同年（調露に改元）十二月に埋葬するまでの

〔図D〕 右…Ⅱ類 左…Ⅲ類



間の刻である。これに対し、顔真卿（七九一―七五）の早期の書である王琳墓誌は開元二九年（七五二）、郭虚己墓誌は天宝九年（七五三）、多宝塔碑は天宝一一年（七五二）であり、「泉男生墓誌」よりも六、七十年後であり、顔真卿の生年を三十年も遡る。

Ⅱ類の刻手が後世の顔法らしき風を刻出する理由として考えうる仮説は、次の四者に収斂するであろう。

1 欧陽通書法中の潜伏要素である可能性

欧陽通書法中に、すでに後世の顔法的要素が潜伏しており、その要素がⅡ類の刻者によって増幅され具現化された。

2 旧法の継承者による表現である可能性

顔法の淵源の可能性のひとつと考えられている北朝末の大字刻経摩崖や隋の曹植廟碑・章仇禹生等造像記などの筆法を表現する刻法を継承している旧派の刻者である。

3 顔法が顔真卿に始まらない可能性

いわゆる顔法の創始は顔真卿ではなく、「泉男生墓誌」当時に行われていた筆法あるいは刻法であり、Ⅱ類の刻者はその顔法を刻出する刻法を祖述していた。

4 筆跡と刻者による第三表現である可能性

筆法を具現した表現でもなく、また筆法に従属しない自律的刻法による表現でもなく、Ⅱ類の刻者が祖述してきた刻法をもって欧

陽通の筆跡を再現しようとした際に生じた、第三の表現（新表現）である。

右の各仮説の根拠と問題点は、以下のようであろう。

1 は、「道因法師碑」にも「泉男生墓誌」Ⅰ類中にも、横画の収筆部に、筆鋒を起立させる捻筆（の表現）によるこぶ状の形状がある。また顔真卿早期の欧法が見え隠れする郭虚己墓誌や多宝塔碑には、「道因法師碑」との類似要素が少なくない。このことからⅡ類の刻手が潜伏する要素を増幅した可能性は十分に認められる。しかし、それら早期の顔法の堅画にはⅡ類のような肉がない。顔法を想起させるⅡ類の肉は、むしろ顔勤礼碑のようであって顔法完成期のそれに近い。

2 は、北朝末の大字刻経摩崖や隋の曹植廟碑・章仇禹生等造像記などにはⅡ類の同様の肉が認められる。しかし、それら碑刻には肉と同時に燕尾や牛頭や蟹爪といった特異な筆勢が併存するが、Ⅱ類には肉以外にそれら要素が一切なく、また、それら諸刻がもつ特異な風趣がない。

3 は、改めて精査してはいないが、仮説の根拠となる碑刻や筆跡の存在が指摘されたことがない。

4 は、以下のとおり一定の可能性を有している。原稿である筆跡に忠実に鐫刻するのが刻者の当為であるという価値観は古くは通用

しがたい。このことは、図AⅠ～Ⅸ間の相違や図Dの対比図をもつてして自明であろう。しかもⅠ～Ⅲの各類に属する各刻法間、すなわち同じ筆法を同類の刻法によって刻出しようとする刻者間にも相違の相違がある。刻者の間には、祖述する刻法の習熟度が異なるように、筆跡への従属度（あるいは、筆跡に対する刻法の自律性の程度）にも一定の相違があつて当然であろう。したがつて、ひとつの筆跡を複数の刻者が刻する際には、同類の刻法下においても、「筆法+刻法」の混合具合に相違が生じる。この原理によれば、後世の顔法を想起させる第三表現が発生した可能性は十分に想定でき、上記のⅠ～Ⅲが否定されるとき、この仮説はもつとも蓋然性を具えることになるう。

おわりに

本稿で明らかにしえたことは、以下のとおりである。

一 名家欧陽通の書にかかる「泉男生墓誌」にも、多くの刻法が混在し、その各刻法がそれぞれの書風を刻出した結果、該誌には多種の書法が混在する。このことはこれまでまったく見過ごされてきたことである。

二 現時点で稿者が検出し分類しえた刻法は、三類九種（おそらく九人の）であるが、その他にもなお複数の刻者が参画しているこ

とは確実である。

三 三類は、類ごとに濃淡はあるものの、その刻出する書法の類似性や各刻法の分担領域に一体性が認められることから、おそらく各類に属する各刻法間には何らかの関係（刻派）があると見られる。

四 三類中もつとも多くを占めるのがⅠ類（五種の刻法）であり、その五種の刻法それぞれが刻出する書法は、他の二類よりも欧陽通の「道因法師碑」に通ずる要素が多い。この観察を踏まえれば、欧陽通書法をもつとも具現しているのはⅠ類と考えられる。

五 三類中のⅡ類は、後世の顔法を想起させる書法を刻出し、Ⅲ類は欧陽通の父欧陽詢の書法を具現する要素が濃厚である。

六 したがつてⅢ類の刻手は、欧陽詢書法（あるいはその源流か、欧陽の影響下にある類似書法）を刻出することで奏刀を鍛錬してきたか、欧陽詢風を刻出する刻法を継承した刻手である可能性が高い

七 一方、Ⅱ類の刻手がなぜ顔法を想起させる刻を刻出したかについては、およそ①欧陽通書法中の潜伏要素である可能性、②旧法の継承者による表現である可能性、③顔法が顔真卿に始まらない可能性の三つの仮説のほかに、④筆跡と刻者とによる第三表現である可能性が考えられる。すなわち、「筆法+刻法」の混合の

具合によって、筆法の忠実な具現でも、また筆法に従属しない刻者の自律的表現でもない、第三の表現（新表現）として発生した可能性が想定できる。

「泉男生墓誌」は、顔真卿（七九九～七六五）の早期の王琳墓誌、郭虚己墓誌、多宝塔碑よりも六、七十年前に位置し、顔真卿の生年を三十年遡る。この事実を踏まえて図Dの右列（すなわちⅡ類）が刻出した書風を眺めるとき、歐陽通書法に潜伏する後世の顔法要素（仮説①）が一因となった可能性を含め、筆法に先行して刻法が発生する可能性（仮説④）が排除できないことに気付かされよう。

（二〇二四・九五）

注

- 1 主として「北魏墓誌の鐫刻について」大東文化大学書道研究所「大東書道研究」第七号（一九九七）以降、「北魏墓誌の刻と工房」李媛華墓誌と元子直墓誌について——書学書道史学会（書学書道史論叢三〇二）までの各拙稿七件
- 2 「碑における刻法の混在——寧贗碑・孟法師碑の場合——」淑徳大学書学文化センター「書学文化」第一五号（二〇一四）
- 3 「北魏楊鈞墓誌の書法と刻法——特徴ある刻法【001】を中心に——」大東文化大学書道研究所「大東書道研究」第一八号（二〇二二）、「北朝

墓誌にみる刻法の伝播——特定刻法【002】について——」同上第二〇号（二〇二三）、「北朝墓誌にみる刻法の伝播——特定刻法【003】について——」同上第二一号（二〇二四）

4 注3所掲拙稿二〇二、二〇三、及び「石刻における刻派の形影、及び書法に先行する刻法の可能性——北朝墓誌中の伝播する特定刻法に即して——」（大東文化大学創立九十周年・中国社会科学院文学研究所六十年記念国際学術論文集）二〇二五刊行予定

5 陶北溟が転売しようとしたのを張鳳台が千元で回収した話は、『河南図書館蔵石目』に記される。

6 癸亥歳（一九三三）開封出土は、誤認である。出土後に洛陽から省政府の所在地であった開封に運ばれ、河南金石編纂処に保管されたのち、さらに河南図書館に移された。

7 信本書太傷瘦儉、古法小変、独體泉銘遒勁之中、不失婉潤、尤為合作爾。（明・王世貞『芸苑卮言』）

8 涿鹿馮銓謂虞則内含剛柔、欧則外露筋骨。君子藏器、以虞為優。此言非也。欧亦剛柔内含、学欧而不得其筆、乃有露骨之病、学虞而不得其筆、又豈無肉重之失耶。（清・吳德旋『初月樓論書隨筆』）

（附記） 本稿の入稿後、「道因法師碑における刻法の混在と混在状態が提起する新たな論点」（書論編集室『書論』第四十一号収録予定）を執筆した。歐陽通のいま一つの書である同碑に混在する刻法の中に

も、比較的、欧陽詢書法の要素が濃厚な類がある。本稿でみた刻法Ⅲ類二種とは別手であるが、刻法Ⅲ類二種の存在を考えるうえで見過ごし難いものと考ええる。